

医政発0330第24号  
平成24年3月30日

各都道府県知事 }  
各地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省医政局長

#### 医療法人の附帯業務の拡大について

医療法人の附帯業務については、医療法(昭和23年法律第205号)第42条の規定により、医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為(以下「定款等」という。)の定めるところにより、同条各号に掲げる業務の全部又は一部を行うことができることとされ、医療法人の附帯業務の具体的な内容については、「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日付け医政発第0330053号。以下「通知」という。)の別表に取りまとめられているところである。

今般、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)」の一部が平成24年4月1日に施行されることに伴い、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件(平成24年厚生労働省告示第179号)が本年3月28日に告示され、同年4月1日から適用することとされた。

また、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)」の一部についても平成24年4月1日に施行されることに伴い、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件(平成24年厚生労働省告示第103号)が本年3月13日に告示され、同年4月1日から適用することとされた。

一方、「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設及び「高齢者の居住の安定確保に関する法律等」の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成

23年厚生労働省令第131号)」附則第3条に規定する適合高齢者専用賃貸住宅にあっては、経過措置が終了し平成24年3月31日をもって廃止となる。

これらの法律改正等に伴い、通知の別表の一部を改正し、平成24年4月1日から適用することとしたので、貴職におかれては、下記の改正の内容及び留意事項について御了知の上、貴管内の医療法人等に対する周知方お願いする。

## 記

### 第1 改正の内容

1 「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）」

(1) 障害種別ごとに分かれた施設体系について、入所・通所の利用形態の別により一元化され、それぞれ「障害児入所施設」、「障害児通所支援事業」とされたこと、「障害児相談支援事業」が創設されたこと。（児童福祉法の一部改正関係）

(2) 従来 of 相談支援事業について、「一般相談支援事業」、「特定相談支援事業」として相談支援の充実が図られたこと。（障害者自立支援法の一部改正関係）

2 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」

(1) 訪問介護と訪問看護が一体的、又は密接に連携しながら24時間対応の定期巡回型訪問を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、小規模多機能型居宅介護と訪問看護が組み合わさった「複合型サービス」が創設されたこと。（老人福祉法及び介護保険法の一部改正関係）

(2) 地域支援事業として、介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的かつ一体的に行う「介護予防・日常生活支援総合事業」の創設、居宅サービスを行った者等に対して行う質問等について、都道府県知事が指定する法人に当該事務を委託する「都道府県事務受託法人」が創設されたこと。（介護保険法の一部改正関係）

3 その他

(1) 「介護保険法（平成9年法律第123号）」第27条第2項及び第32条第2項の規定に基づく要介護認定等調査事務について、都道府県知事が指定する法人に当該事務を委託する「市町村事務受託法人」を附帯業務の対象とするよう要望があったことを踏まえ、追加すること。

(2) 「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設及び「高齢者の居住の安定確保に関する法律等」の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成23年厚生労働省令第131号）」附則第3条に規定

する適合高齢者専用賃貸住宅を削除すること。

## 第2 留意事項

新たに追加された業務を医療法人が行う場合にあつては、定款等の変更が必要であるが、定款等の変更を申請する際には、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第32条第3項に規定する書類を申請書に添付すること。

なお、各個別法で定められた所定の手続については、定款等の変更の認可後に行うこと。ただし、これらの手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が遅れることはやむを得ないこと。

改正後

(別添)

○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

・「医療法人」欄の説明…「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象  
・「区分」欄の説明…「本来」とは本来業務、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

Table with 7 columns: 社会福祉法, 各法, 事業名、施設名等, 介護保険法制度におけるサービス・事業等, 医療法人, 区分, 備考. Rows include categories like 生活保護法, 児童福祉法, 老人福祉法, 障害者自立支援法, 売春防止法, and 児童福祉法.

改正前

(別添)

○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

・「医療法人」欄の説明…「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象  
・「区分」欄の説明…「本来」とは本来業務、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

Table with 7 columns: 社会福祉法, 各法, 事業名、施設名等, 介護保険法制度におけるサービス・事業等, 医療法人, 区分, 備考. Rows include categories like 生活保護法, 児童福祉法, 老人福祉法, 障害者自立支援法, 売春防止法, and 児童福祉法.

改正後

改正前

第二種社会福祉事業	母子及び寡婦福祉法	助産施設			○	告示		
		保育所			○	告示		
		児童厚生施設			○	告示		
		児童家庭支援センター			○	告示		
		児童の福祉増進相談事業			○	告示		
	母子及び寡婦福祉法	母子家庭等日常生活支援事業			○	告示		
		寡婦日常生活支援事業			○	告示	母子及び寡婦福祉法の母子家庭等日常生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限る。	
		母子福祉施設			○	告示		
	老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護	○	告示	※3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業者としての指定、又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。 ※4. 事業者としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。 例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合（別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。） ※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定（委託）手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。	
			地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	告示		
				夜間対応型訪問介護	○	告示		
				介護予防サービス事業	介護予防訪問介護	○		告示
		老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護	○	告示		
			地域密着型サービス事業	認知症対応型通所介護	○	告示		
			介護予防サービス事業	介護予防通所介護				
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護				
		老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護				○
		老人福祉法	老人短期入所事業	介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護	○		告示
				小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護		○
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護				
			認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護	○		告示
				地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型共同生活介護	○		告示
			複合型サービス福祉事業	地域密着型サービス事業	複合型サービス（小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。）	○		告示
	老人デイサービスセンター				○	告示		
	老人短期入所施設			○	告示			
老人福祉センター			○	告示				
老人介護支援センター			○	告示				
障害者自立支援法	障害福祉サービス事業			○	告示	※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに事業者としての指定が必要。定款等の変更手続は※2参照		
	一般相談支援事業			○	告示	※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は※2参照		
	特定相談支援事業			○	告示			
	移動支援事業			○	告示			
	地域活動支援センター			○	告示			
	福祉ホーム			○	告示			
	身体障害者生活訓練等事業			○	告示			
手話通訳事業			○	告示				
介助犬訓練事業			○	告示				
聴導犬訓練事業			○	告示				

第二種社会福祉事業	母子及び寡婦福祉法	助産施設			○	告示		
		保育所			○	告示		
		児童厚生施設			○	告示		
		児童家庭支援センター			○	告示		
		児童の福祉増進相談事業			○	告示		
	母子及び寡婦福祉法	母子家庭等日常生活支援事業			○	告示		
		寡婦日常生活支援事業			○	告示	母子及び寡婦福祉法の母子家庭等日常生活支援事業を附帯業務として行っている場合に限る。	
		母子福祉施設			○	告示		
	老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護	○	告示	※3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業者としての指定、又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。 ※4. 事業者としての指定を受け、既に附帯業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。 例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合（別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。） ※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定（委託）手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。	
			地域密着型サービス事業	夜間対応型訪問介護	○	告示		
				介護予防サービス事業	介護予防訪問介護	○		告示
				老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護		○
		老人デイサービス事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型通所介護	○	告示		
			介護予防サービス事業	介護予防通所介護				
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護				
			老人短期入所事業	居宅サービス事業				短期入所生活介護
		老人福祉法	老人短期入所事業	介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護	○		告示
				小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護		○
			地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護				
			認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護	○		告示
				地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型共同生活介護	○		告示
			老人デイサービスセンター			○		告示
			老人短期入所施設			○		告示
	老人福祉センター			○	告示			
	老人介護支援センター			○	告示			
障害者自立支援法	障害福祉サービス事業			○	告示	※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに事業者としての指定が必要。定款等の変更手続は※2参照		
	相談支援事業			○	告示	※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は※2参照		
	移動支援事業			○	告示			
	地域活動支援センター			○	告示			
	福祉ホーム			○	告示			
	身体障害者生活訓練等事業			○	告示			
	手話通訳事業			○	告示			
介助犬訓練事業			○	告示				
聴導犬訓練事業			○	告示				

改正後

身体障害者福祉法	身体障害者福祉センター		○	告示		
	補装具製作施設		○	告示		
	盲導犬訓練施設		○	告示		
	視聴覚障害者情報提供施設		○	告示		
	身体障害者の更生相談事業		○	告示		
	知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談事業		○	告示	
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
		生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付		○	告示	
		生計困難者のための無料・低額宿泊所等		○	告示	
		生計困難者のための無料・低額診療		○	本来	
		生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設		○	本来	介護保険法上の介護老人保健施設
		隣保事業		○	告示	
		福祉サービス利用援助事業		○	告示	
	前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成		○	告示		

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法	区 分	備 考		
社会福祉法		居宅サービス事業	訪問入浴介護	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。		
			訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)				
			訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来			
			訪問リハビリテーション				
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健			
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)				
			通所リハビリテーション	本来			
			短期入所療養介護				
			特定施設入居者生活介護(注)	保健			
			福祉用具貸与	保健			
			特定福祉用具販売	保健			
			居宅介護支援事業			保健	
			介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護		保健	
		介護予防訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)					
		介護予防訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)		本来			
		介護予防訪問リハビリテーション					
		介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)		保健			
		介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)					
		介護予防通所リハビリテーション		本来			
		介護予防短期入所療養介護					
介護予防特定施設入居者生活介護(注)	保健						

改正前

身体障害者福祉法	身体障害者福祉センター		○	告示		
	補装具製作施設		○	告示		
	盲導犬訓練施設		○	告示		
	視聴覚障害者情報提供施設		○	告示		
	身体障害者の更生相談事業		○	告示		
	知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談事業		○	告示	
	障害者自立支援法附則	附則により、従前の例により運営できるとされた精神障害者社会復帰施設		○	告示	・精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム(旧型)、精神障害者福祉工場で、平成23年度末までの廃止を定めた日の前日まで保続可能
		生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付		○	告示	
		生計困難者のための無料・低額宿泊所等		○	告示	
		生計困難者のための無料・低額診療		○	本来	
		生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設		○	本来	介護保険法上の介護老人保健施設
		隣保事業		○	告示	
		福祉サービス利用援助事業		○	告示	
	前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成		○	告示		

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法	区 分	備 考		
社会福祉法	外業福祉社	居宅サービス事業	訪問入浴介護	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。		
			訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)				
			訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来			
			訪問リハビリテーション				
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健			
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)				
			通所リハビリテーション	本来			
			短期入所療養介護				
			特定施設入居者生活介護(注)	保健			
			福祉用具貸与	保健			
			特定福祉用具販売	保健			
			居宅介護支援事業			保健	
			介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護		保健	
		介護予防訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)					
		介護予防訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)		本来			
		介護予防訪問リハビリテーション					
		介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)		保健			
		介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)					
		介護予防通所リハビリテーション		本来			
		介護予防短期入所療養介護					
介護予防特定施設入居者生活介護(注)	保健						



改正後				改正前								
社 事 業 以 外		介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	保健		介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	保健						
			保健			保健						
		介護予防支援事業	保健		介護予防支援事業	保健						
		地域密着型サービス事業	地域密着型特定施設入居者生活介護(注)	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。	地域密着型サービス事業	地域密着型特定施設入居者生活介護(注)	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。			
			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					
		地域支援事業(注)	介護予防事業		保健	※8. 市町村から委託を受けて行う場合のみ可 (委託事業の実施に当たり、医療法人の非 営利性に留意するとともに、条例及び委託 契約書の内容に違反、抵触することがない こと。) また、委託を受ける市町村名及び具体 的な事業名称を定款等に記載する必要があ ること(例:〇〇市の委託を受けて行う〇〇 事業(介護保険法にいう包括的支援事業))  ※9. 定款等の変更手続は、原則として市町村 の委託を受ける前に行うことが必要である が、委託手続と定款等の変更手続を並行し て行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定 款等の変更認可日が後れることはやむを得 ないこと。	地域支援事業(注)	介護予防事業		保健	※8. 市町村から委託を受けて行う場合のみ可 (委託事業の実施に当たり、医療法人の非 営利性に留意するとともに、条例及び委託 契約書の内容に違反、抵触することがない こと。) また、委託を受ける市町村名及び具体 的な事業名称を定款等に記載する必要があ ること(例:〇〇市の委託を受けて行う〇〇 事業(介護保険法にいう包括的支援事業))  ※9. 定款等の変更手続は、原則として市町村 の委託を受ける前に行うことが必要である が、委託手続と定款等の変更手続を並行し て行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定 款等の変更認可日が後れることはやむを得 ないこと。	
			包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント事業				包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント事業			包括的支援事業
				総合相談支援事業				包括的支援事業	総合相談支援事業			包括的支援事業
				権利擁護事業				包括的支援事業	権利擁護事業			包括的支援事業
				包括的・継続的ケアマネジメント支援事業				包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	包括的・継続的マネジメント事業			包括的・継続的マネジメント事業
			介護予防・日常生活支援総合事業	予防サービス事業				任意事業	任意事業			任意事業
				生活支援サービス事業								
		ケアマネジメント事業										
		任意事業										
		保健福祉事業(注)	保健	※8、※9 と同じ扱い	保健福祉事業(注)	保健	※8、※9 と同じ扱い					
施設サービス	介護保健施設サービス	本来		施設サービス	介護保健施設サービス	本来						
	介護療養施設サービス				介護療養施設サービス							
指定市町村事務受託法人の受託事務	保健	※10. 委託を受ける都道府県又は市町村名及び具体的な業務 名称を定款等に記載する必要があること(例:〇〇県(市) )の委託を受けて行う〇〇業務  ※11. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県に おける法人の指定を受ける前に行うことが必要であるが、 指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、 手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れるこ とはやむを得ないこと。なお、介護保険法で別に規定す る指定障害介護支援事業者等が市町村の委託を受けて行 う、要介護及び要支援認定の更新並びに、要介護及び要 支援状態区分の変更の指定に係る申請は、その指定障害 介護支援事業者等の業務に付随するものとする。	指定市町村事務受託法人の受託事務									
指定都道府県事務受託法人の受託事務			指定都道府県事務受託法人の受託事務									